



市章

大津市公報

令和3年11月30日
号外(第56号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

- 83 大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則…………… 1
- 84 大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月30日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第83号

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則の一部を改正する規則

大津市在日外国人老齢福祉金支給規則(平成5年規則第43号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,595,000円」を「1,695,000円」に、「1,975,000円」を「2,075,000円」に、「2,355,000円」を「2,455,000円」に、「2,735,000円」を「2,835,000円」に、「3,115,000円」を「3,215,000円」に、「3,495,000円」を「3,595,000円」に改める。

別表第3中「6,287,000円」を「6,387,000円」に、「6,536,000円」を「6,636,000円」に、「6,749,000円」を「6,849,000円」に、「6,962,000円」を「7,062,000円」に、「7,175,000円」を「7,275,000円」に、「7,388,000円」を「7,488,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年11月30日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第84号

大津市在日外国人障害福祉金支給規則の一部を改正する規則

大津市在日外国人障害福祉金支給規則(平成5年規則第44号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「4,621,000円」を「4,721,000円」に、「5,001,000円」を「5,101,000円」に、「5,381,000円」を「5,481,000円」に、「5,761,000円」を「5,861,000円」に、「6,141,000円」を「6,241,000円」に、「6,521,000円」を「6,621,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。